

旧 令和元年版	新(改定案) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>電気通信施設点検基準 (案) (2 / 3)</p> <p>個別点検</p> <p>令和元年 1 2 月</p>	<p>電気通信施設点検基準 (案) (2 / 3)</p> <p>個別点検</p> <p>令和 2 年 1 1 月</p>	<p>改定年月 改定年月</p>

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版				新(改定案)				朱書き修正				改定主旨・根拠
10-4-3	衛星通信装置(可換局装置)	150	13-2	無停電電源装置(MSE形等)	168	10-4-3	衛星通信装置(可換局装置)	150	13-1	無停電電源装置(触媒柱付)	168	衛星通信装置(固定局送受信装置:新スプリアス規格準拠)の本基準化
10-4-3	衛星通信装置(固定局アンテナ装置)	151	13-3	無停電電源装置(汎用小容量 UPS20kVA以下)	169	10-4-4	衛星通信装置(固定局アンテナ装置)	151	13-2	無停電電源装置(MSE形等)	169	
10-4-3	衛星通信装置(固定局送受信装置)	152	14	CCTV装置		10-4-5	衛星通信装置(固定局送受信装置)	152	13-3	無停電電源装置(汎用小容量 UPS20kVA以下)	170	
10-4-3	衛星通信装置(固定局端末装置)	153	14-1	カメラ設備(カメラ装置・機軸装置)	170	10-4-6	衛星通信装置(固定局端末装置)	153	14	CCTV装置		
10-4-3	衛星通信装置(固定局衛星通信端末装置)	154	14-2	監視制御設備(CCTV制御装置・操作部)	171	10-4-7	衛星通信装置(固定局衛星通信端末装置)	154	14-1	カメラ設備(カメラ装置・機軸装置)	171	
11	画像符号化装置		14-2	監視制御設備(CCTV制御装置・操作部)	171	10-5	衛星通信装置(固定局送受信装置:新スプリアス規格準拠)	155	14-2	監視制御設備(CCTV制御装置・操作部)	172	
11-1	画像符号化装置	155	15	テレビ共聴装置		11	画像符号化装置		15	テレビ共聴装置		
11-2	IPコーデック(IPエンコーダ、IPデコーダ)	156	15-1	テレビ放送受信アンテナ部	172	11-1	画像符号化装置	156	15-1	テレビ放送受信アンテナ部	173	
12	直流電源装置		15-2	テレビ共聴装置(ヘッドエンド装置)	173	11-2	IPコーデック(IPエンコーダ、IPデコーダ)	157	15-2	テレビ共聴装置(ヘッドエンド装置)	174	
12-1	直流電源装置(多重無線設備用(触媒柱付))	157	15-3	テレビ共聴装置(共聴伝送路)	174	12	直流電源装置		15-3	テレビ共聴装置(共聴伝送路)	175	
12-2	直流電源装置(多重無線設備用(MSE形等))	158	15-4	テレビ共聴装置(光受信機、光中継部)	175	12-1	直流電源装置(多重無線設備用(触媒柱付))	158	15-4	テレビ共聴装置(光受信機、光中継部)	176	
12-3	直流電源装置(テレメータKR用(触媒柱付))	159	16	自動電話交換装置		12-2	直流電源装置(多重無線設備用(MSE形等))	159	16	自動電話交換装置		
12-4	直流電源装置(テレメータKR用(MSE形等))	160	16-1	電子型交換装置	177	12-3	直流電源装置(テレメータKR用(触媒柱付))	160	16-1	電子型交換装置	178	
12-5	直流電源装置(テレメータB型用)	161	16-2	簡易型交換装置	179	12-4	直流電源装置(テレメータKR用(MSE形等))	161	16-2	簡易型交換装置	180	
12-6	太陽電池(テレメータ用)	162	16-3-1	VoiP交換装置(IP電話交換装置)	180	12-5	直流電源装置(テレメータB型用)	162	16-3-1	VoiP交換装置(IP電話交換装置)	181	
12-7	直流電源装置(交換機用(触媒柱付))	163	16-3-2	VoiP交換装置(保守コンソール)	181	12-6	太陽電池(テレメータ用)	163	16-3-2	VoiP交換装置(保守コンソール)	182	
12-8	直流電源装置(交換機用(MSE形等))	164	16-3-3	VoiP交換装置(フロアL2スイッチ)	181	12-7	直流電源装置(交換機用(触媒柱付))	164	16-3-3	VoiP交換装置(フロアL2スイッチ)	182	
12-9	直流電源装置(48V通信設備用)	165	16-3-4	VoiP交換装置(認証サーバ)	182	12-8	直流電源装置(交換機用(MSE形等))	165	16-3-4	VoiP交換装置(認証サーバ)	183	
12-10	直流電源装置(48V通信設備用(AF型))	166	16-3-5	VoiP交換装置(DHCPサーバ)	183	12-9	直流電源装置(48V通信設備用)	166	16-3-5	VoiP交換装置(DHCPサーバ)	184	
13	無停電電源装置(CVCF)		16-3-6	VoiP交換装置(無線LANスイッチ)	183	12-10	直流電源装置(48V通信設備用(AF型))	167	16-3-6	VoiP交換装置(無線LANスイッチ)	184	
13-1	無停電電源装置(触媒柱付)	167	16-3-7	VoiP交換装置(無線LANアクセスポイント)	184	13	無停電電源装置(CVCF)		16-3-7	VoiP交換装置(無線LANアクセスポイント)	185	
17	鉄塔・反射板		17	鉄塔・反射板		17	鉄塔・反射板		17	鉄塔・反射板		
17-1	鉄塔・反射板	185	21-1	ラジオ再放送装置	201	17-1	鉄塔・反射板	186	21-1	ラジオ再放送装置・路側放送装置		
18	道路情報表示装置		21-2	路側放送装置	203	18	道路情報表示装置		21-2	路側放送装置	202	
18-1	道路情報表示装置(主制御機)	186	21-3	路側放送装置(新スプリアス規格準拠)	205	18-1	道路情報表示装置(主制御機)	187	21-3	路側放送装置(新スプリアス規格準拠)	204	
18-2	A形、A2形電光式表示機	187	22	センサ		18-2	A形、A2形電光式表示機	188	22	センサ		
18-3	A形、B形字幕・透光式表示機	188	22-1	雨量計	207	18-3	A形、B形字幕・透光式表示機	189	22-1	雨量計	208	
18-4	HL1~5形表示機	189	22-2	水位計(水研62型)	208	18-4	HL1~5形表示機	190	22-2	水位計(水研62型)	209	
19	道路トンネル非常用装置		22-3	水位計(水晶式)	209	19	道路トンネル非常用装置		22-3	水位計(水晶式)	210	
19-1	道路トンネル非常用装置(制御装置)	190	22-4	音波水位計	210	19-1	道路トンネル非常用装置(制御装置)	191	22-4	音波水位計	211	
19-2	道路トンネル非常用装置(副制御装置)	192	22-5	超音波積雪深計	211	19-2	道路トンネル非常用装置(副制御装置)	193	22-5	超音波積雪深計	212	
19-3	道路トンネル非常用装置(受信制御装置)	194	22-6	光波積雪深計	212	19-3	道路トンネル非常用装置(受信制御装置)	195	22-6	光波積雪深計	213	
19-4	道路トンネル非常用装置(警報表示板、補助警報表示板)	195	22-7	風向風速計	213	19-4	道路トンネル非常用装置(警報表示板、補助警報表示板)	196	22-7	風向風速計	214	
19-5	道路トンネル非常用装置(モニタ盤)	196	22-8	温度計(白金拵抗体)	214	19-5	道路トンネル非常用装置(モニタ盤)	197	22-8	温度計(白金拵抗体)	215	
19-6	道路トンネル非常用装置(監視盤)	197	22-9	埋設路面温度計(白金拵抗体)	215	19-6	道路トンネル非常用装置(監視盤)	198	22-9	埋設路面温度計(白金拵抗体)	216	
19-7	押しボタン式通報装置	197	22-10	路面凍結検知装置	216	19-7	押しボタン式通報装置	198	22-10	路面凍結検知装置	217	
19-8	非常電話機	198	22-11	車種別車両感知器(センサ)	217	19-8	非常電話機	199	22-11	車種別車両感知器(センサ)	218	
19-9	誘導表示板	198	22-12	車種別車両感知器(中央装置)	218	19-9	誘導表示板	199	22-12	車種別車両感知器(中央装置)	219	
19-10	火災受信機	198	22-13	V I計	220	19-10	火災受信機	200	22-13	V I計	221	
19-11	火災検知器	199	22-14	簡易型交通量計測装置(超音波送受波センサ方式)	221	19-11	火災検知器	200	22-14	簡易型交通量計測装置(超音波送受波センサ方式)	222	
20	通行止装置		23	付属設備		20	通行止装置		23	付属設備		
20-1	通行止装置(制御器、表示板、遮断機)	200	23-1	耐雷トランス(低圧用)	223	20-1	通行止装置(制御器、表示板、遮断機)	201	23-1	耐雷トランス(低圧用)	224	
21	ラジオ再放送装置・路側放送装置		24	電子応用共通機器								

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版				新(改定案)				朱書き修正		改定主旨・根拠	
24- 1	処理装置(入出力コンソール、通信制御装置含む)(ダム管理用制御処理装置、レーダ雨(雪)量計システム、地震情報システム)	223	27- 1	レドーム(レーダ局)	236	24	電子応用共通機器		27	レーダ雨(雪)量計システム	
24- 2	液晶ディスプレイ	224	27- 2	空中線装置(レーダ局)(導波管加圧装置及び安全閉鎖器含む)	237	24- 1	処理装置(入出力コンソール、通信制御装置含む)(ダム管理用制御処理装置、レーダ雨(雪)量計システム、地震情報システム)	224	27- 1	レドーム(レーダ局)	237
24- 3	端末装置(ワークステーション、パーソナルコンピュータ)	225	27- 3	空中線制御装置(レーダ局)	238	24- 2	液晶ディスプレイ	225	27- 2	空中線装置(レーダ局)(導波管加圧装置及び安全閉鎖器含む)	238
24- 4	端末装置(LAN(ブリッジ、ルータ))	226	27- 4	送受信装置(レーダ局)	239	24- 3	端末装置(ワークステーション、パーソナルコンピュータ)	226	27- 3	空中線制御装置(レーダ局)	239
24- 5	サーバ(ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他)	226	27- 5	レーダ動作監視装置(レーダ局)	241	24- 4	端末装置(LAN(ブリッジ、ルータ))	227	27- 4	送受信装置(レーダ局)	240
24- 6	C/D T受信装置	227	27- 6	信号処理装置(レーダ局)	242	24- 5	サーバ(ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他)	227	27- 5	レーダ動作監視装置(レーダ局)	242
24- 7	C/D T送信装置	227	27- 7	指示装置(レーダ局)	244	24- 6	C/D T受信装置	228	27- 6	信号処理装置(レーダ局)	243
24- 8	表示板(壁掛け式)	228	27- 8	収集処理装置(レーダ局)(入出力コンソール含む)	245	24- 7	C/D T送信装置	228	27- 7	指示装置(レーダ局)	245
24- 9	表示板(床据付式)	228	27- 9	入出力装置(レーダ局)	246	24- 8	表示板(壁掛け式)	229	27- 8	収集処理装置(レーダ局)(入出力コンソール含む)	246
24- 10	ビデオプロジェクタ	229	27- 10	レーダ電源制御装置(レーダ局)	247	24- 9	表示板(床据付式)	229	27- 9	入出力装置(レーダ局)	247
24- 11	時計装置	229	27- 11	通信接続装置Ⅱ(処理局)	248	24- 10	ビデオプロジェクタ	230	27- 10	レーダ電源制御装置(レーダ局)	248
24- 12	分電盤	230	27- 12	動作監視装置(処理局)	248	24- 11	時計装置	230	27- 11	通信接続装置Ⅱ(処理局)	249
25	河川情報システム		27- 13	動作制御装置(処理局)	249	24- 12	分電盤	231	27- 12	動作監視装置(処理局)	249
25- 1	河川情報システム(通信制御装置・その他サーバ)	231	27- 14	高輝度PPI装置(処理局)	250	25	河川情報システム		27- 13	動作制御装置(処理局)	250
25- 2	河川情報システム(分岐切替装置)	232	27- 15	解析処理装置・データ記録装置	251	25- 1	河川情報システム(通信制御装置・その他サーバ)	232	27- 14	高輝度PPI装置(処理局)	251
25- 3	統一河川情報システムサーバ	233	27- 16	送受信装置(レーダ局:新スプリアス規格準拠)	252	25- 2	河川情報システム(分岐切替装置)	233	27- 15	解析処理装置・データ記録装置	252
25- 4	統一河川情報システム負荷分散装置	233	28	地震情報システム		25- 3	統一河川情報システムサーバ	234	27- 16	送受信装置(レーダ局:新スプリアス規格準拠)	253
26	道路情報システム		28- 1	地震情報システム(集配制御装置(本局設備))	254	25- 4	統一河川情報システム負荷分散装置	234	28	地震情報システム	
26- 1	道路情報システム(通信制御装置/処理装置)	234	28- 2	地震情報システム(通信制御装置(事務所設備))	254	26	道路情報システム		28- 1	地震情報システム(集配制御装置(本局設備))	254
26- 2	道路情報システム(インタフェース変換装置)	235	28- 3	強震計測装置	255	26- 1	道路情報システム(通信制御装置/処理装置)	235	28- 2	地震情報システム(通信制御装置(事務所設備))	255
27	レーダ雨(雪)量計システム		29	ダム管理用制御処理装置		26- 2	道路情報システム(インタフェース変換装置)	236	28- 3	強震計測装置	256
29- 1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	257	30- 3	受変電設備(雑電器類共通事項(静止形))	269	29	ダム管理用制御処理装置		30- 2	受変電設備(雑電器類共通事項(誘導形))	268
29- 2	入出力インターフェース装置	257	30- 4	受変電設備(回書類・予備品等の確認)	272	29- 1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	258	30- 3	受変電設備(雑電器類共通事項(静止形))	270
29- 3	入出力中継装置	258	30- 5	受変電設備(開閉配電盤)	273	29- 2	入出力インターフェース装置	258	30- 4	受変電設備(回書類・予備品等の確認)	273
29- 4	遠方手動操作卓(監視制御卓)	258	31	特別高圧設備		29- 3	入出力中継装置	259	30- 5	受変電設備(開閉配電盤)	274
29- 5	情報処理操作卓/表示設定操作卓	259	31- 1	特別高圧設備(断路器)	275	29- 4	遠方手動操作卓(監視制御卓)	259	31	特別高圧設備	
29- 6	試験装置(訓練装置)	259	31- 2	特別高圧設備(油入遮断器)	276	29- 5	情報処理操作卓/表示設定操作卓	260	31- 1	特別高圧設備(断路器)	276
29- 7	記録計(アナログ方式)	260	31- 3	特別高圧設備(真空遮断器)	277	29- 6	試験装置(訓練装置)	260	31- 2	特別高圧設備(油入遮断器)	277
29- 8	水位計(デジタル、アナログ式)	260	31- 4	特別高圧設備(油入変圧器)	278	29- 7	記録計(アナログ方式)	261	31- 3	特別高圧設備(真空遮断器)	278
29- 9	開度計	261	31- 5	特別高圧設備(避雷器)	279	29- 8	水位計(デジタル、アナログ式)	261	31- 4	特別高圧設備(油入変圧器)	279
29-10	分岐切替装置	261	31- 6	特別高圧設備(計器用変圧器)	280	29- 9	開度計	262	31- 5	特別高圧設備(避雷器)	280
29-11	前処理装置/入出力処理装置(光ケーブル伝送方式)	262	31- 7	特別高圧設備(母線・構造物)	280	29-10	分岐切替装置	262	31- 6	特別高圧設備(計器用変圧器)	281
29-12	前処理装置/入出力処理装置(メタルケーブル伝送方式)	262	31- 8	特別高圧設備(開閉配電盤)	281	29-11	前処理装置/入出力処理装置(光ケーブル伝送方式)	263	31- 7	特別高圧設備(母線・構造物)	281
29-13	機側伝送装置(ゲート用)	263	31- 9	特別高圧設備(ガス絶縁開閉装置)	283	29-12	前処理装置/入出力処理装置(メタルケーブル伝送方式)	263	31- 8	特別高圧設備(開閉配電盤)	282
29-14	機側伝送装置(水位計用)	264	31- 10	特別高圧設備(ケーブル)	284	29-13	機側伝送装置(ゲート用)	264	31- 9	特別高圧設備(ガス絶縁開閉装置)	284
29-15	通信制御装置/情報伝達処理装置	264	31- 11	特別高圧設備(圧縮空気発生装置)	284	29-14	機側伝送装置(水位計用)	265	31- 10	特別高圧設備(ケーブル)	285
29-16	ゲート制御装置	265	32	高圧設備		29-15	通信制御装置/情報伝達処理装置	265	31- 11	特別高圧設備(圧縮空気発生装置)	285
29-17	中継端子盤	265	32- 1	高圧設備(断路器)	285	29-16	ゲート制御装置	266	32	高圧設備	
29-18	光ケーブル接続盤	265	32- 2	高圧設備(油入遮断器)	286	29-17	中継端子盤	266	32- 1	高圧設備(断路器)	286
30	受変電設備		32- 3	高圧設備(真空遮断器)	287	29-18	光ケーブル接続盤	266	32- 2	高圧設備(油入遮断器)	287
30- 1	自家用電気設備環境点検	266	32- 4	高圧設備(油入変圧器)	288	30	受変電設備		32- 3	高圧設備(真空遮断器)	288
30- 2	受変電設備(雑電器類共通事項(誘導形))	267	32- 5	高圧設備(モールド変圧器)	289	30- 1	自家用電気設備環境点検	267	32- 4	高圧設備(油入変圧器)	289

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版				新(改定案)				朱書き修正				改定主旨・根拠	
32- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 9	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 9	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 9	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 10	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 10	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 10	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 11	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 11	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 11	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 12	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 12	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 12	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 13	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 13	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 13	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 14	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 14	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 14	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 15	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 15	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 15	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
32- 16	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 16	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	32- 16	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
33	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
33- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
33- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
33- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
33- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
33- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	33- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
34	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
34- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
34- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
34- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	34- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
37- 11	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	37- 11	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	37- 11	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
38	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	38	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	38	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
38- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	38- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	38- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
39	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
39- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
39- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
39- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	39- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
40	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	40	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	40	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
40- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	40- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	40- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
41	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
41- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
41- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
41- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	41- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
42	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	42	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	42	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
42- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	42- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	42- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
43	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
43- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
43- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
43- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
43- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	43- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 1- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 1- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 1- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 1- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 1- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 1- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
44- 2- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	44- 2- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 1	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 2	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 3	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 4	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 5	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 6	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 7	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 8	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		
45- 1- 9	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 9	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	45- 1- 9	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ		

ITSスポット、ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット)、MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

45-2-1	レドーム (Cバンドレーダ局)	352
45-2-2	空中線装置 (Cバンドレーダ局) (移送管加圧装置及び安全開閉器含む)	353
45-2-3	空中線制御装置 (Cバンドレーダ局)	355
45-2-4	送信装置 (Cバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	356
45-2-5	受信/信号処理装置 (Cバンドレーダ局)	358
45-2-6	処理装置 (受信/信号処理装置、データ実装装置、データ審検装置、解析処理装置) (Cバンドレーダ局)	360
45-2-7	時計装置 (Cバンドレーダ局)	361
45-2-8	遠隔操作表示装置 (Cバンドレーダ局)	361
45-2-9	レーダ電源制御装置 (Cバンドレーダ局)	362

「個別点検」 10-5 衛星通信装置 (固定局送受信装置: 新スプリアス規格準拠)										
「個別点検」 10-5 衛星通信装置 (固定局送受信装置: 新スプリアス規格準拠)										
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	表示の確認	装置パネル表示等により障害表示の有無を目視確認する。	○						装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	各部エアフィルタの清掃	各部エアフィルタの清掃をする。		○					大電力増幅部のフィルタについては、1か月毎の運転監視員によるクリーン清掃を推奨	
3	乾燥空気充填装置の確認	乾燥空気充填装置の表示を確認し、必要に応じて乾燥剤の交換をする。					○			
4	空調器の確認	屋外機のアース線の断線や外れ及び配管の外れ等がないか確認する。 また、屋内機のエアフィルタを清掃する。					○			
5	切り替え機能の確認	監視制御盤からの操作により送信出力がアンテナ/ダミー1系/2系、に切り替わることを確認する。					○			
6	監視制御盤制御機能の確認	送受信装置監視制御盤からの操作により、電力増幅部のRF ON/OFF等が機能することを確認する。					○			
7	送信出力の確認	送信モニター出力にて測定器により測定を行い、指定電力±50%以内であることを確認する。					○	電力計		
8	送信周波数の確認	送信モニター出力にて測定器により測定を行い、指定周波数±1kHz以内であることを確認する。					○	周波数カウンタ	測定は無変調状態にて行うこと。必要な場合は調整を行うこと。	
9	送信局発周波数及び受信局発周波数の確認	周波数変換盤のモニター出力にて、測定器により測定を行い、標準値±5×10 ⁻⁸ 以下であることを確認する。					○	周波数カウンタ	必要な場合は調整を行う。	
10	不要輻射強度の確認	電界強度測定器により測定し、基準値内であることを確認する。 [帯域外領域(注1)] 4kHzの周波数帯域幅当たり 40log(2F/Bn+1)dBで求められる値と 13dBm/4kHzのうちいずれか小さい値以下 [スプリアス領域(注2)] 50W以下の場合: 13dBm/4kHz以下					○	スペクトラムアナライザ	注1 無変調状態 注2 変調状態	
11	システムレベルダイアの確認	装置運用時の送信及び受信レベルダイアに基づき、送信系と受信系の測定ポイントのレベルを確認する。					○	電力計、スペクトラムアナライザ		
12	接続部の確認	装置パネル(ユニット)の固定及び接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○		シールド含む。	
13	機器本体の清掃等	装置外面の清掃及び装置外面の取り付け状態の確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持	シールド含む。
14	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	

衛星通信装置(固定局送受信装置: 新スプリアス規格準拠)の本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 43-1 ITSスポット(RSU)

「個別点検」 43-1 ITSスポット(RSU)

No	確認事項の内容	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	伝搬路の見直し確認	伝搬路の見直し確認する。							〇	周囲環境を考慮した機能維持	
2	外観確認	【空中線】 空中線・取付金具の変形、取付方向損傷及び異常な発熱、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。							〇	目視による無線部の確認	
		【筐体・支柱】 筐体、ポール、据付架台を含む機器全体の破損、変形、塗装、錆、ボルト類の緩みの有無を確認する。							〇	目視による筐体、ポール、据付架台を含む機器全体の確認	
3	動作確認	状態表示、LEDの確認する。							〇	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	
4	各部電圧確認	各部の電圧を自蔵計器またはテスタ等により測定する。							〇	自蔵計器またはテスタ	
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							〇	ケーブルの緩み等の装置内接続の把握	
6	避雷素子の確認	破損、変色、発熱等を確認し、劣化した素子は交換する。							〇	素子の破損等の確認	主たる装置に含む
7	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							〇	周囲環境を考慮した機能維持	
		据付状態、緩み等のないことを確認する。							〇		
8	電界強度確認	サービスエリア内の定点における電界強度が設置当時及び前回データと大差ないことを確認するとともに、規定値を満足していることを確認する。 (規定値:-60dBm(eirp))							〇	スペクトラムアナライザまたは(ITSスポット)電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握
9	送信周波数確認	運用波(測定時は無変調状態)において、周波数が、規定値内にあるかを確認する。 (指定周波数の±5PPM以内)							〇	スペクトラムアナライザまたは(ITSスポット)電界強度測定器	

ITSスポット試
行基準を本基準化

(新規追加)

「個別点検」 43-2 ITSスポット(接続処理装置)

「個別点検」 43-2 ITSスポット(接続処理装置)

No	確認事項の内容	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	情報接続処理装置の機能と動作を確認	保存されているトップページからのリンク先が正しいか確認する。							〇	装置の正常動作の確認、維持	
2	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示を確認する。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。							〇		
3	システム復旧機能の確認	電源障害復旧時のシステム復旧機能が正常であることを確認する。 運用系装置の障害時に待機系装置に切り替わりシステム動作が継続できることを確認する。							〇		
4	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。							〇		
5	機器本体の清掃等	ファンの動作確認、清掃							〇	周囲環境を考慮した機能維持	
		サーバ本体の外周及び周辺の清掃を行う。 据付状態、緩み等のないことを確認する。							〇		

ITSスポット試
行基準を本基準化

(新規追加)

「個別点検」 43-3 ITSスポット(プローブ処理装置)

「個別点検」 43-3 ITSスポット(プローブ処理装置)

No	確認事項の内容	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	データ保存機能の確認	アプリケーション情報が正しく保存されていることを確認する。							〇	装置の正常動作の確認、維持	
2	プローブ統合サーバ向け通信機能の確認	プローブ統合サーバとの通信において、FTP通信が正常に行われていることを確認する。							〇		
3	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示を確認する。							〇		
		ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。							〇		
4	システム復旧機能の確認	電源障害復旧時のシステム復旧機能が正常であることを確認する。							〇		
		運用系装置の障害時に待機系装置に切り替わりシステム動作が継続できることを確認する。							〇		
5	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。							〇		
6	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							〇	周囲環境を考慮した機能維持	
		据付状態、緩み等のないことを確認する。							〇		

ITSスポット試
行基準を本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

(新規追加)

ITSスポット
試
行基準を本基準化

ITSスポット試
行基準を本基準化

「個別点検」 43-4 ITSスポット (RSU鍵設定装置)

「個別点検」 43-4 ITSスポット (RSU鍵設定装置)

No	確認事項の内容	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	RSU鍵設定機能の確認	RSU鍵設定機能を確認する。 情報交換が正常に行われていることを確認する。							○	装置の正常動作の確認、維持	
2	システム復旧機能の確認	電源障害復旧時のシステム復旧機能が正常であることを確認する。 (No.1の機能をもって確認)							○		
3	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。							○		
4	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態、緩み等のないことを確認する。							○		周辺環境を考慮した機能維持

「個別点検」 44-1-1 ヘリサット架 基地局

「個別点検」 44-1-1 ヘリサット架 (基地局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月				
1	ヘリサット制御装置の機能確認	各スイッチによる操作及び表示器が正常に動作することを確認する。							○	装置の正常動作の確認		
2	地上用変復調装置の確認	映像・音声 normally 受信できていることを確認する。							○			
3	映像復号装置の確認	映像の復元状態を確認する。							○			
4	音声マトリクススイッチの確認	各スイッチによる切替が正常に動作することを確認する。							○			
5	自動応答装置の確認	国交省統合網からの電話応答が正常に行われることを確認する。							○			
6	MPEG2/H.264デュアルエンコーダの確認	両モード符号圧縮が正常に行われることを確認する。							○			
7	アップコンバータの確認	スキャンレートの変換が正常に行われていることを確認する。							○			
8	デジタル/アナログ変換器の確認	A/D変換機能が正常に行われていることを確認する。							○			
9	タイトルジェネレータの確認	タイトルが画面に挿入されることを確認する。							○			
10	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。							○			
11	FANの点検	FANが正常に回転しているかを確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は清掃する。							○			
12	バッテリーの確認	内蔵バッテリーを確認し、必要に応じて交換する。							○			
13	機器本体の清掃	機器本体の内外面を清掃する。							○		周辺環境を考慮した機能維持	但し、内部清掃のための解体は行わない。
14	図書・予備品等の確認	基地局設備全体の図書類が整理・保管されていること及び予備品類の保管状態、数量等を確認する。							○			

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 44-1-2 ヘリ位置表示架 基地局

「個別点検」 44-1-2 ヘリ位置表示架 (基地局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期				使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	IPコンバータの機能確認	映像情報等が正常にIP変換ができていることを確認する。					○	装置の正常動作の確認	
2	管理装置の機能確認	映像、位置情報、テキスト配信、静止画作成機能、住所変換機能等が正常であることを確認する					○		
3	LCD、キーボード、マウス、KVMコンソールの確認	入力・表示機能が正常であることを確認する。					○		
4	地図・映像表示端末の機能確認	アプリケーションプログラムを動作させ、表示、キーボード入力、マウスの動作、LANによるデータの送受信機能等、総合動作を確認する。					○		
5	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。					○		
6	FANの点検	FANが正常に回転しているかを確認する。また、FAN周辺が汚れている場合は清掃する。					○		
7	ログの確認	イベントログに機器異常の履歴が無いことを確認する。					○		
8	機器本体の清掃	機器本体の外面を清掃する。					○	周辺環境を考慮した機能維持	

(新規追加)

「個別点検」 44-2-1 無線伝送部・空中線 (機上局)

「個別点検」 44-2-1 無線伝送部・空中線 (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期				使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	外観確認	ケーブル類の変形、損傷、異常な発熱、腐食、塗装の剥離状態等の有無を確認する。					○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	ボルト類の確認	ボルト及びねじの緩み、脱落を目視、手締等で確認する。					○		
3	空中線機構及び外部機能確認	アンテナ装置・アンテナ制御装置・アンテナ駆動装置・送受信装置の装置機構及び空冷ファンの状態の確認を行い、問題がないことを確認する。					○		
4	送信出力電力確認	MODEMから大電力増幅装置の入力をレベルメータで確認し、大電力増幅装置の利得及び出力が規定値であることを確認し、交差偏波識別度が規定となっていることを確認する。					○	レベル計 空中線電力計	交差偏波識別度は飛行点検時に実施
5	送信周波数確認	無変調波をスペクトラムアナライザにより測定し、周波数が基準値内であることを確認する。					○	スペクトラムアナライザ	不要波及び占有周波数帯域幅測定含む
6	受信機能の確認	実通話により明瞭度、雑音等の問題が無いことを確認する。					○		
7	機器本体等の清掃	機器本体の内外面を清掃する。					○	周辺環境を考慮した機能維持	
8	図書類の確認	機上局設備全体の図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	障害時の備え	

(新規追加)

「個別点検」 44-2-2 映像音声制御装置 (機上局)

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 44-2-2 映像音声制御装置 (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	ビデオスイッチャ機能の確認	各スイッチによる切替が正常に動作することを確認する。						○	装置の正常動作の確認	
2	音声配信機能の確認	接続機器への音声配信を確認する。						○		
3	ダウンコンバータ機能確認	HDMI信号の変換が正常に行われていることを確認する。						○		
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		
5	機器本体の清掃	機器本体の外表面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持

(新規追加)

「個別点検」 44-2-3 ヘリサット用信号処理装置 (機上局)

「個別点検」 44-2-3 ヘリサット用信号処理装置 (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	シリアルデバイスサーバ機能確認	RSインターフェース等の信号からEtherネットへの変換が行われていることを確認する。						○	装置の正常動作の確認	
2	信号変換装置機能確認	Etherネットからの変換機能を確認する。						○		
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		
4	機器本体の清掃	機器本体の外表面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持

(新規追加)

「個別点検」 44-2-4 映像符号化装置 (機上局)

「個別点検」 44-2-4 映像符号化装置 (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	音声の確認	映像・音声正常に送信できていることを基地局出力で確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規定値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	映像の確認	映像が正常に伝送されているか確認する。						○		
3	FANの確認	FANが正常に回転しているかを確認する。 また、FAN周辺が汚れている場合は清掃する。						○		
4	バッテリーの確認	内蔵バッテリーを確認し、必要に応じて交換する。						○		
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		
6	機器本体の清掃	機器本体の外表面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持

「個別点検」 44-2-5 カラーモニタ (機上局)

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 44-2-5 カラーモニタ (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期				使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	表示部の確認	輝度、色純度、画面位置サイズ調整、色ずれの確認をする。					○	装置の正常動作の確認 周囲環境を考慮した機能維持	
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタの接続状態等を確認する。					○		
3	機器本体の清掃	ビュアの清掃及び機器外面の清掃をする。					○		
4	機器据付状態の確認	機器据付状態を確認する。					○		

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

(新規追加)

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

(新規追加)

「個別点検」 44-2-6 ビデオレコーダ (機上局)

「個別点検」 44-2-6 ビデオレコーダ (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期				使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	録画機能の確認	録画再生等の機能を確認する。					○	装置の正常動作の確認 周囲環境を考慮した機能維持	
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタの接続状態等を確認する。					○		
3	機器本体の清掃	機器本体の外面を清掃する。					○		

ヘリコプター搭載
型衛星通信設備
(ヘリサット)
試行基準を本基準
化

「個別点検」 44-2-7 ヘリ位置表示端末 (機上局)

「個別点検」 44-2-7 ヘリ位置表示端末 (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期				使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	電圧等の確認	チェック端子等により各部の電圧を確認する。					○	装置の正常動作の確認 周囲環境を考慮した機能維持	
2	動作確認	アプリケーションプログラムを動作させ、表示、キーボード入力、マウスの動作、データの送受信機能等、総合動作を確認する。					○		
3	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。					○		
4	イベントログ (Windows付属機能) の確認	OS機能のイベントログ (システム及びアプリケーション) を確認し、ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログが無いことを確認する。					○		
5	機器本体の清掃	機器本体の外面を清掃する。 端末の取付に緩み、異常な締め付け等が無いを確認する。					○		

「個別点検」 44-2-8 カメラ装置 (機上局)

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 44-2-8 カメラ装置 (機上局)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法等	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	外観及び取付状況確認	装置外面に傷、欠損が無いことを目視で確認する。						○	装置の正常動作の確認	
2	カメラ装置本体機能の確認	動作状態を確認する。						○		
3	カメラ防振装置機能確認	動作時の発音、におい等に異常が無いことを確認する。						○		
4	接続部の確認	錆、塗装、ボルト類の緩み等を確認する。						○		
5	機器本体の清掃	機器本体の外面を清掃する。						○	周辺環境を考慮した機能維持	

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

(新規追加)

「個別点検」 45-1-1 レドーム (Xバンドレーダ局)

「個別点検」 45-1-1 レドーム (Xバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	外観構造確認	コーキング材の劣化状態を確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持	
		雨漏りの有無を確認する。						○		
		パネル内外の損傷、塗装状況、及び膨らみがないか確認する。						○		
		ボルトの緩みを確認する。						○		
2	避雷針の接地抵抗確認	避雷針の接地抵抗を測定し確認する。						○	標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

「個別点検」 45-1-2 空中線装置 (Xバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全開閉器含む)

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
「個別点検」 45-1-2 空中線装置 (Xバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全閉閉器含む)											
1	スイッチ類の確認	安全スイッチの確認及びレドームシャッター等の連携を確認する。 遠隔操作スイッチによる確認をする。					○			装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	総合動作確認とする。
2	駆動モータ確認及び清掃	ブラシ、スリップリングの確認及び清掃をする。 電磁ブレーキの確認をする。 モータ温度を測定し、正常であることを確認する。(減速機含む)					○		ノギス、温度計またはサーモレベル		該当設備がある場合に実施
3	ギアヘッドの確認	使用時間等の動作状況を確認する。 ギアを交換する。									該当設備がある場合に実施
4	角度検出機構確認	レゾルバーを確認する。 ギヤ部を確認及び給脂を行う。					○				
5	伝達機構確認及び給脂、給油	主ギヤ部、減速ギヤ部の確認及び給脂、給油をする。 旋回軸受、歯車等の確認及び給脂をする。 伝達機構から潤滑油漏れがないか確認する。 タイミングベルトに亀裂、損傷がないか確認する。 タイミングベルトを交換する。					○				該当設備がある場合に実施
6	潤滑油等の確認	各機構部の潤滑油を確認する。 潤滑油を交換する。									
7	ロータリージョイント部の確認	導波管、ロータリージョイント部の異音、その他異常がないか確認する。					○				
8	スリップリング及びブラシの確認清掃	リング面の確認及び清掃をする。 ブラシの長さを目視で確認し、特にすり減っている箇所についてのみ、ブラシの長さを測定、記録する。 ブラシを交換する。					○				
9	架台の水平レベルの確認	反射板を360°回転させた時の水準器の目盛りを読取り確認する。						○			
10	リミットスイッチの動作確認	空中線のEL系を操作し、スイッチの動作する角度を確認する。					○				
11	動作状況の確認	空中線駆動時の発生音、におい等に異常がないか確認する。					○				
12	導波管の取付け及び気密の確認	導波管取付け状態の確認をする。 導波管加圧装置の動作を確認する。 圧力指示を確認する。 MAIN表示灯の確認をする。 乾燥タンク内の乾燥剤を確認する。 乾燥剤を交換する。 動作回数計指示値を確認する。 保護機構の確認をする。 エアフィルタの清掃をする。						○	ストップウォッチ		
13	オイルシールの確認	オイルシールの劣化状況を確認する。						○			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○			
15	機器本体の清掃等	錆、塗装等の状態を確認する。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

※点検結果により必要に応じて交換を実施する

「個別点検」 45-1-3 空中線制御装置 (Xバンドレーダ局)

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 45-1-3 空中線制御装置 (Xバンドレーダ局)			点 検 周 期					仕様測定器	点検目的の概要	備 考
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い、標準値内であることを確認する。 標準値 取扱説明書による					○		電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持
2	空中線回転速度の確認	空中線が10回転するために必要な時間(T)を測定し、1回転の所要時間(T/10)が標準値内であることを確認する。 標準値 ±5%以内					○		ストップウォッチ	標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握
3	A Z角度精度の確認	監視制御器の操作にて任意の角度に停止させ、指令角と空中線装置の指示目盛との差を確認する。 誤差 ±1°以内						○		
4	E L角度精度の確認	監視制御器の操作にて任意の角度に停止させ、指令角と空中線装置の指示目盛との差を確認する。 誤差 ±1°以内						○		
		任意の角度に完全停止させるまでの所要時間を確認する						○		
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		
6	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持
		機器本体の内外面を清掃する。						○		
		機器振付状態の確認をする。						○		

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

「個別点検」 45-1-4 送信装置 (Xバンドレーダ局：新スプリアス規格準拠)

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 取扱説明書による 表示パネルのメータリングを行い標準値内であることを確認する。					○		電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信出力確認	電力計にて、平均電力を測定し、これにより算出を行い規格値内であることを確認する。 基準値 送信出力+20%-50% 標準値 送信出力±10%					○		パワーメータ		
3	送信種信号出力確認	電力計にて、送信種信号を測定し、これにより算出を行い規格値内であることを確認する。 基準値 送信種信号出力±2dB クライストロンもしくは多段半導体送信機の入力端で測定する。					○		パワーメータ ピークパワーメータ		測定できる場合は、点検を実施
4	送信周波数確認	電力計と直列に周波数カウンターを接続して周波数測定を行い規格値内であることを確認する。 基準値 指定周波数 標準値 ±0.2MHz					○		周波数カウンター アッテネータ		
5	不要輻射確認	スペクトラムアナライザ等で測定し基準値内であることを確認する。 帯域外領域：基本波の平均電力より40dBc以下 スプリアス領域：基本波の平均電力より60dBc以下					○		スペクトラムアナライザ		
6	トリガーパルス確認	基準トリガーと送信トリガーの間隔をシンクロスコープにて測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 ±2%					○		シンクロスコープ		
7	送信パルス幅確認	送信パルス幅をシンクロスコープにて測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 +20%,-0%以内					○		シンクロスコープ アッテネータ 検波器		
8	自蔵計器による確認	各部の電圧/電流を自蔵計器により確認する。					○		自蔵計器		
9	動作表示及び警報用センサ状況確認	各警報用センサ及び表示灯等の動作確認する。					○				
10	VSWRの確認	VSWRの測定を行い規格値内であることを確認する。 標準値 1.4dB以下					○		パワーメータ		
11	クライストロン又は多段半導体等の確認	クライストロン又は多段半導体等をメータリングデータ、使用時間等の動作状況を確認する。 クライストロンを交換する。					○				・クライストロンについては、前回交換から2年毎の交換を推奨する。 ・多段半導体は定期交換不要。
12	繰返し周波数の確認	トリガー端子にオシロスコープ又は周波数カウンターを接続し測定を行い、標準値内であることを確認する。					○				
13	監視モジュールによる確認	監視モジュールにて送信出力値を確認し、測定した送信出力値との相違がないか確認する。					○				
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○				
15	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器握付状態の確認をする。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

※点検結果により必要に応じて交換を実施する

「個別点検」45-1-5 受信/信号処理装置 (Xバンドレーダ局)

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

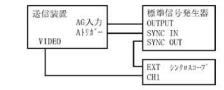
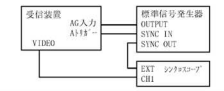


旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 取扱説明書による 表示パネルのメータリングを行い標準値内であることを確認する。					○		電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	受信機感度確認	S/G置換により受信機感度の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 -110dBm以下 					○		標準信号発生器、パルスジェネレータ、シンクilloscope		
3	受信機特性確認	試験操作により受信機特性試験を行い標準値内であることを確認する。 S/G置換により受信機特性の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 入力レベル-20dBにおいて、直線範囲が80dB以上の範囲にわたり対数特性精度±1.0dB以下 					○		標準信号発生器、オシロスコープ、電圧計、デジタルマルチメータ		
4	受信レベル差の確認	レーダ近傍のクラッタにて、水平偏波と垂直偏波の受信電力値を比較して、顕著な差が無いことを確認する。					○				
5	TRリミッタの確認	使用時間等の動作状況を確認交換する。 TRリミッタを交換する。					○				・TRリミッタについては、前回交換から1年毎の交換を推奨する。
6	トリガー系の確認	基本トリガーより受信ビデオのディレイ時間を測定し、標準値内であることを確認する。					○		オシロスコープ		
7	A/D入出力特性確認	内部電源またはパルスジェネレータよりDC信号入力し、A/Dコンバータ出力にて入出力特性の直線性を測定し、標準値内であることを確認する。 					○		パルスジェネレータ		
8	MTI処理機能の確認	パルス変調した波形を入力し、MTI処理機能を測定し、標準値内であることを確認する。 標準値 20dB以上 					○		オシロスコープ パルスジェネレータ		
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○				
10	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

※点検結果により必要に応じて交換を実施する

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

(新規追加)

「個別点検」45-1-6 処理装置(受信/信号処理装置※、データ変換装置、データ蓄積装置)

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

(新規追加)

(Xバンドレーダ局)

「個別点検」 45-1-6 処理装置(受信/信号処理装置※、データ変換装置、データ蓄積装置) (Xバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	操作部スイッチ機能の確認	各スイッチ類による機能の確認をする。						○		装置の正常動作の維持	
2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 AC入力電圧±3% DC出力電圧±10%						○	電圧計、デジタルマルチメータ	標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
3	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		装置の正常動作の維持 標準値との照合	必要となる装置のみ。
4	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。						○		測定結果の変化傾向の把握	
5	予備機等の設定確認	現用機と予備機の設定情報が同じか確認する。						○			該当設備がある場合は、点検を実施 必要となる装置のみ。
6	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示の確認をする。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。						○			
7	ハードディスクの動作確認	ハードディスクアクセスランプの目視確認とOS異常ログの確認を行う。						○			
8	テストプログラムによる動作確認	テストプログラムにより動作が正常であることを確認する。						○			
9	パラメーターファイルのバックアップ	全てのパラメーターデータのバックアップを取得する。						○			
10	制御機能の確認	制御信号により各装置の制御が正しく行われることを確認する。						○			
11	監視機能の確認	各装置からの状態等ステータス情報が正しく表示できることを確認する。						○			
12	時刻の確認	時計表示が時報と合致していることを確認する。						○			
13	記録データの確認	記録されているデータの種別・期間を確認し正しく記録されていることを確認する。						○			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○			
15	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

「個別点検」 45-1-7 データ変換装置時計装置 (Xバンドレーダ局)

「個別点検」 45-1-7 データ変換装置時計装置 (Xバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により各電圧を確認する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持 標準値との照合	
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		測定結果の変化傾向の把握	
3	時刻の確認	親時計と子時計の時刻が、標準時計と合っていることを確認する。 FM放送受信状況が、正常であることを確認する。						○			
4	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。						○			
5	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態、緩みなどのないことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 45-1-8 遠隔操作表示装置 (本体) (Xバンドレーダ局)

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 45-1-8 遠隔操作表示装置(本体)(Xバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	アラーム出力モニタ動作試験	表示基板の中にセットされている発光ダイオードがアラーム項目別に点灯することを確認する。						○		装置の正常動作の維持	
2	遠隔制御動作試験	制御局からのリモート操作にて正常に動作することを確認する。						○			
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○			
4	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 45-1-9 レーダ電源制御装置(Xバンドレーダ局)

「個別点検」 45-1-9 レーダ電源制御装置(Xバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子により各部電圧を確認する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	復電起動の動作確認	復電後、各装置に電源が供給されることを確認する。						○		装置正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
3	緊急停止動作の確認	緊急停止動作スイッチを押すことによりメインブレーカがトリップすることを確認する。						○			
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○			
5	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 機器据付状態、緩みなどの無いことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

(新規追加)

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

「個別点検」 45-2-1 レドーム(Cバンドレーダ局)

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 45-2-1 レドーム (Cバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	外観構造確認	コーキング材の劣化状態を確認する。						○	仕様測定器	周囲環境を考慮した機能維持	
		雨漏りの有無を確認する。						○			
		パネル内外の損傷、塗装状況、及び膨らみがないか確認する。						○			
		ボルトの緩みを確認する。						○			
2	避雷針の接地抵抗確認	避雷針の接地抵抗を測定し確認する。						○	接地抵抗計	標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
								○			

「個別点検」 45-2-2 空中線装置 (Cバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全開閉器含む)

「個別点検」 45-2-2 空中線装置 (Cバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全開閉器含む)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	スイッチ類の確認	安全スイッチの確認及びレドームシャッタ等との連携を確認する。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	総合動作確認とする。
		遠隔操作スイッチによる確認をする。						○			
2	駆動モータ確認及び清掃	ブラシ、スリップリングの確認及び清掃をする。					○		ノギス、温度計またはサーモラベル	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	該当設備がある場合に実施
		ブラシを交換する。						※			
		電磁ブレーキの確認をする。					○				
		モータ温度を測定し、正常であることを確認する。(減速機含む)					○				
3	ギアヘッドの確認	使用時間等の動作状況を確認する。						○	仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	該当設備がある場合に実施
		ギアを交換する。						※			
4	角度検出機構確認	レゾルバーを確認する。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		ギヤ一部の確認及び給脂を行う。					○				
5	伝達機構確認及び給脂、給油	主ギヤ一部、減速ギヤ一部の確認及び給脂、給油をする。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	該当設備がある場合に実施
		旋回軸受、歯車等の確認及び給脂をする。					○				
6	潤滑油等の確認	各機構部の潤滑油を確認する。						○	仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		潤滑油を交換する。						※			
7	ロータリージョイント部の確認	導波管、ロータリージョイント部の異音、その他異常がないか確認する。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
8	スリップリング及びブラシの確認清掃	リング面の確認及び清掃をする。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		ブラシの長さを目視で確認し、特にすり減っている箇所についてのみ、ブラシを長さを測定、記録する。					○				
		ブラシを交換する。						※			
9	架台の水平レベルの確認	反射板を360°回転させた時の水準器の目盛りを読取り確認する。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
10	リミットスイッチの動作確認	空中線のEL系を操作し、スイッチの動作する角度を確認する。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
11	動作状況の確認	空中線駆動時の発生音、におい等に異常がないか確認する。					○		仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
12	導波管の取付け及び気密の確認	導波管取付け状態の確認をする。						○	ストップウォッチ	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		導波管加圧装置の動作を確認する。						○			
		圧力指示を確認する。						○			
		MAIN表示灯の確認をする。						○			
		乾燥タンク内の乾燥剤を確認する。						○			
		乾燥剤を交換する。						※			
13	オイルシールの確認	動作回数計指示値を確認する。						○	仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		保護機構の確認をする。						○			
		エアフィルタの清掃をする。						○			
		オイルシールの劣化状況を確認する。						○			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○	仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		機器本体の内外面を清掃する。						○			
15	機器本体の清掃等	錆、塗装等の状態を確認する。						○	仕様測定器	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
		機器本体の内外面を清掃する。						○			
		機器取付状態の確認をする。						○			

※点検結果により必要に応じて交換を実施する

「個別点検」 45-2-3 空中線制御装置 (Cバンドレーダ局)

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

「個別点検」 45-2-3 空中線制御装置 (Cバンドレーダ局)		点 検 周 期						仕様測定器	点検目的の概要	備 考
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月			
1	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い、標準値内であることを確認する。 標準値 取扱説明書による					○		電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持
2	空中線回転速度の確認	空中線が10回転するために必要な時間(T)を測定し、1回転の所要時間(T/10)が標準値内であることを確認する。 標準値 ±5%以内					○		ストップウォッチ	標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握
3	A Z角度精度の確認	監視制御器の操作にて任意の角度に停止させ、指令角と空中線装置の指示目盛との差を確認する。 誤差 ±1°以内						○		
4	E L角度精度の確認	監視制御器の操作にて任意の角度に停止させ、指令角と空中線装置の指示目盛との差を確認する。 誤差 ±1°以内 任意の角度に完全停止させるまでの所要時間を確認する						○		
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○		
6	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

「個別点検」 45-2-4 送信装置 (Cバンドレーダ局：新スプリアス規格準拠)

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)


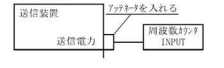



旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
「個別点検」 45-2-4 送信装置 (Cバンドレーダ局:新スプリアス規格準拠)										
1	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 取扱説明書による 表示パネルのメータリングを行い標準値内であることを確認する。					○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信出力確認	電力計にて、平均電力を測定し、これにより算出を行い規格値内であることを確認する。 基準値 送信出力+20%-50% 標準値 送信出力±10% 					○	パワーメータ		
3	送信種信号出力確認	電力計にて、送信種信号を測定し、これにより算出を行い規格値内であることを確認する。 基準値 送信種信号出力±2 dB クライストロンもしくは多段半導体送信機の入力端で測定する。					○	パワーメータ ピークパワーメータ		測定できる場合は、点検を実施
4	送信周波数確認	電力計と直列に周波数カウンターを接続して周波数測定を行い規格値内であることを確認する。 基準値 指定周波数 標準値 ±0.2MHz 					○	周波数カウンタ アッテネータ		
5	不要輻射確認	スペクトラムアナライザ等で測定し基準値内であることを確認する。 帯域外領域:基本波の平均電力より40dB以下 スプリアス領域:基本波の平均電力より60dB以下					○	スペクトラムアナライザ		
6	トリガーパルス確認	基準トリガーと送信トリガーの間隔をシンクロスコープにて測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 ±2% 					○	シンクロスコープ		
7	送信パルス幅確認	送信パルス幅をシンクロスコープにて測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 +20%,-0%以内 					○	シンクロスコープ アッテネータ 検波器		
8	自蔵計器による確認	各部の電圧/電流を自蔵計器により確認する。					○	自蔵計器		
9	動作表示及び警報用センサ状況確認	各警報用センサ及び表示灯等の動作確認する。					○			
10	VSWRの確認	VSWRの測定を行い規格値内であることを確認する。 標準値 1.4dB以下 					○	パワーメータ		
11	クライストロン又は多段半導体等の確認	クライストロン又は多段半導体等をメータリングデータ、使用時間等の動作状況を確認する。 クライストロンを交換する。					○			・クライストロンについては、前回交換から2年毎の交換を推奨する。 ・多段半導体は定期交換不要。
12	繰返し周波数の確認	トリガー端子にオシロスコープ又は周波数カウンターを接続し測定を行い、標準値内であることを確認する。					○			
13	監視モータによる確認	監視モータにて送信出力値を確認し、測定した送信出力値との相違がないか確認する。					○			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○			
15	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。					○		周囲環境を考慮した機能維持	

※点検結果により必要に応じて交換を実施する

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

「個別点検」 45-2-5 受信/信号処理装置 (Cバンドレーダ局)

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

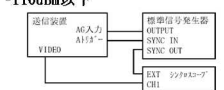

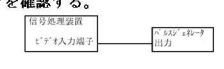

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

(新規追加)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 取扱説明書による 表示パネルのメータリングを行い標準値内であることを確認する。					○		電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	受信機感度確認	S/G置換により受信機感度の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 -110dBm以下 					○		標準信号発生器、パルスジェネレータ、シンクロスコープ		
3	受信機特性確認	試験操作により受信機の特異試験を行い標準値内であることを確認する。 S/G置換により受信機特性の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 入力レベル-20dBにおいて、直線範囲が80dB以上の範囲にわたり対数特性精度±1.0dB以下 					○		標準信号発生器、オシロスコープ、電圧計、デジタルマルチメータ		
4	受信レベル差の確認	レーダ近傍のクラッタにて、水平偏波と垂直偏波の受信電力値を比較して、顕著な差が無いことを確認する。					○				
5	TRリミッタの確認	使用時間等の動作状況を確認交換する。 TRリミッタを交換する。					○				* TRリミッタについては、前回交換から1年毎の交換を推奨する。
6	トリガー系の確認	基本トリガーより受信ビデオのディレイ時間を測定し、標準値内であることを確認する。					○		オシロスコープ		
7	A/D入出力特性確認	内部電源またはパルスジェネレータよりD/C信号入力し、A/Dコンバータ出力にて入出力特性の直線性を測定し、標準値内であることを確認する。 					○		パルスジェネレータ		
8	MTI処理機能の確認	パルス変調した波形を入力し、MTI処理機能を測定し、標準値内であることを確認する。 標準値 20dB以上 					○		オシロスコープ パルスジェネレータ		
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○				
10	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

※点検結果により必要に応じて交換を実施する

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

MPレーダ雨(雪)量計システムの試行基準を本基準化

「個別点検」45-2-6 処理装置(受信/信号処理装置、収集処理装置、データ蓄積装置、解析処理

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(新規追加)

(新規追加)

装置) (Cバンドレーダ局)

「個別点検」 45-2-6 処理装置(受信/信号処理装置、収集処理装置、データ蓄積装置、解析処理装置) (Cバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	操作部スイッチ機能の確認	各スイッチ類による機能の確認をする。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持	
2	電圧等の確認	チェック端子により各部電圧等の測定を行い標準値内であることを確認する。 標準値 AC入力電圧±3% DC出力電圧±10%						○		標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握	
3	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		装置の正常動作の維持 標準値との照合	必要となる装置のみ。
4	自動再起動の動作確認	停電復旧後、自動的にシステムが再起動することを確認する。						○		測定結果の変化傾向の把握	
5	予備機等の設定確認	現用機と予備機の設定情報が同じか確認する。						○			該当設備がある場合は、点検を実施 必要となる装置のみ。
6	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示の確認をする。 ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。						○			
7	ハードディスクの動作確認	ハードディスクアクセスランプの目視確認とOS異常ログの確認を行う。						○			
8	テストプログラムによる動作確認	テストプログラムにより動作が正常であることを確認する。						○			
9	パラメーターファイルのバックアップ	全てのパラメーターデータのバックアップを取得する。						○			
10	制御機能の確認	制御信号により各装置の制御が正しく行われることを確認する。						○			
11	監視機能の確認	各装置からの状態等ステータス情報が正しく表示できることを確認する。						○			
12	時刻の確認	時計表示が時報と合致していることを確認する。						○			
13	記録データの確認	記録されているデータの種別・期間を確認し正しく記録されていることを確認する。						○			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○			
15	機器本体の清掃等	ファンモジュールの確認及び清掃をする。 機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 45-2-7 時計装置 (Cバンドレーダ局)

「個別点検」 45-2-7 時計装置 (Cバンドレーダ局)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子等により各電圧を確認する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	装置の正常動作の維持 標準値との照合	
2	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		測定結果の変化傾向の把握	
3	時刻の確認	親時計と子時計の時刻が、標準時計と合っていることを確認する。 FM放送受信状況が、正常であることを確認する。						○			
4	接続部の確認	ケーブル、コネクタ、端子等を点検し、緩み等のないことを確認する。						○			
5	機器本体の清掃等	機器本体外面の清掃をする。 ファン、フィルタの清掃をする。 機器据付状態、緩みなどのないことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 45-2-8 監視制御端末 (Cバンドレーダ局)

MPレーダ雨(雪)量計システムの試
行基準を本基準化

MPレーダ雨(雪)量計システムの試
行基準を本基準化

電気通信施設点検基準(個別点検)新旧対照表

(改定案)

旧 令和元年版	新(改定案) 朱書き修正										改定主旨・根拠		
	「個別点検」 45-2-8 監視制御端末 (Cバンドレーダ局)												
	No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器		点検目的の概要	備考
				毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月				
	1	アラーム出力モニタ動作試験	表示基板の中にセットされている発光ダイオードがアラーム項目別に点灯することを確認する。						○			装置の正常動作の維持	
	2	遠隔制御動作試験	制御局からのリモート操作にて正常に動作することを確認する。						○				
	3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○				
	4	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。 機器据付状態の確認をする。						○			周囲環境を考慮した機能維持	
	「個別点検」 45-2-9 レーダ電源制御装置 (Cバンドレーダ局)												
「個別点検」 45-2-9 レーダ電源制御装置 (Cバンドレーダ局)													
No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						仕様測定器	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月					
1	電圧等の確認	自蔵計器またはチェック端子により各部電圧を確認する。						○	電圧計、デジタルマルチメータ	標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握			
2	復電起動の動作確認	復電後、各装置に電源が供給されることを確認する。						○		装置正常動作の維持 標準値との照合 測定結果の変化傾向の把握			
3	緊急停止動作の確認	緊急停止動作スイッチを押すことによりメインブレーカがトリップすることを確認する。						○					
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。						○					
5	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 機器据付状態、緩みなどの無いことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持			